

# 弘道一丁目町会 地区防災計画

令和4年4月

弘道一丁目町会

# 目次

<b>1 地区防災計画とは</b> .....	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
(4) 実践と検証.....	3
<b>2 地区特性</b> .....	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	9
(3) 水害の被害想定.....	12
<b>3 地震発生時の対応シナリオ</b> .....	17
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	17
(2) 地区防災マップ.....	17
(3) 話し合いによる検討.....	22
<b>4 水害時の対応シナリオ</b> .....	33
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	33
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	33
(3) コミュニティタイムライン.....	38
<b>5 弘道一丁目町会における平時の備え</b> .....	40
(1) 事前対策リスト.....	40
(2) 体制づくり.....	42
※ 様式・資料編.....	45
<b>資料1 様式集</b> .....	46
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	46
参考様式2 備蓄品リスト.....	47
参考様式3 町会年間スケジュール.....	48
参考様式4 防災区民組織名簿.....	49
<b>資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」</b> .....	50
<b>資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）</b> .....	50
<b>資料4 あだち安心電話</b> .....	51
<b>資料5 防災無線のテレホン案内</b> .....	52
<b>資料6 足立区 LINE 公式アカウント</b> .....	52

# 1 地区防災計画とは

## (1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が点在しており、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、弘道一丁目町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「弘道一丁目町会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。  
今後、必要に応じて改定していきます。

### ※地区防災計画とは

平成 25 年の「災害対策基本法」改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。

地域住民が策定した「地区防災計画」は、防災会議の承認を受けることで「足立区地域防災計画」に位置づけられます。

## (2) 地区防災計画の対象、範囲等

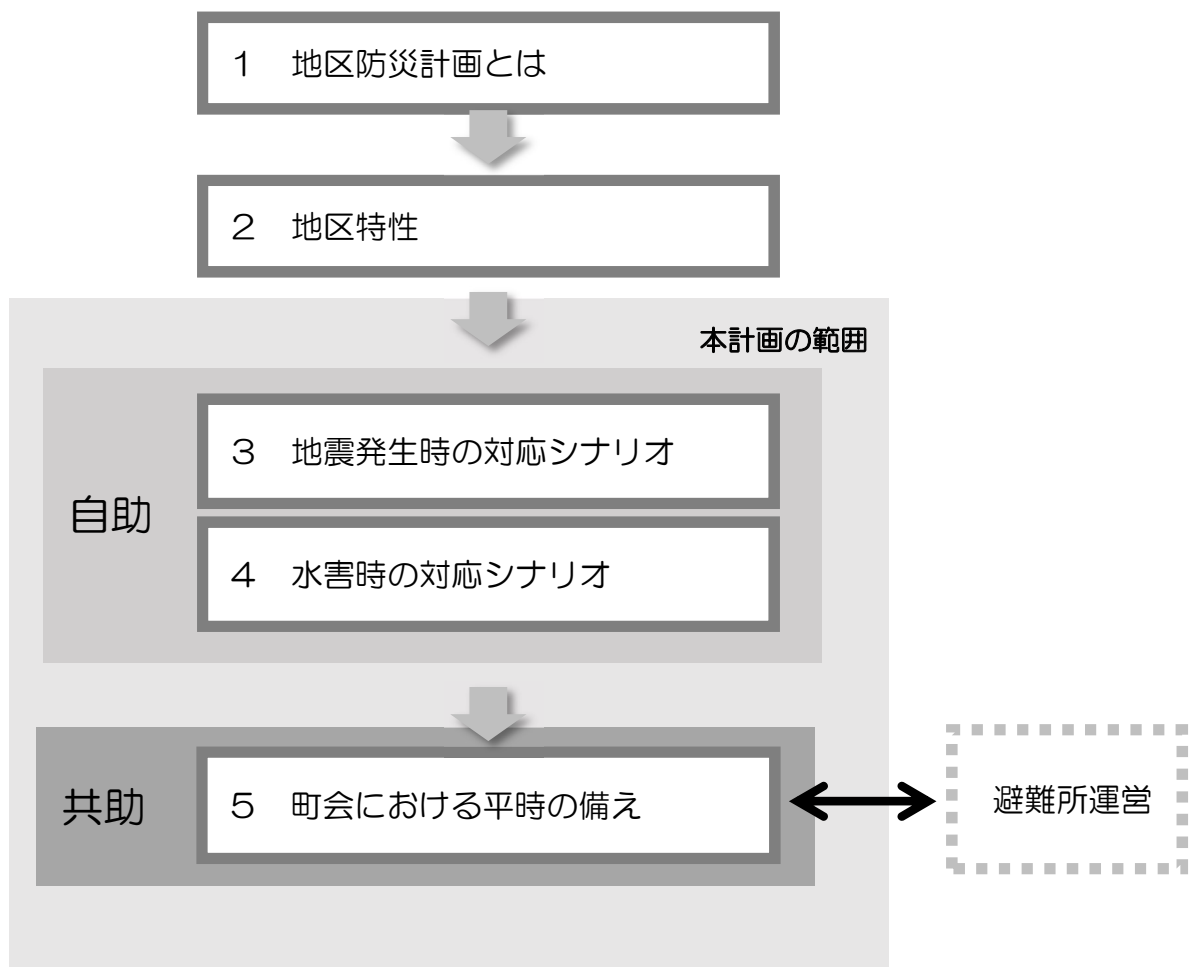
対象とする災害	地震・水害 〔 令和3年度は地震に重点をおいて検討 水害についても記述あり 〕
対象とする範囲	弘道一丁目町会 ( 第一次避難所、避難場所への避難経路も対象 )
対象者	弘道一丁目町会の居住者、事業者など町会内に いるすべての人
対象時期	地震発生時～初動活動～避難行動

### (3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では、町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

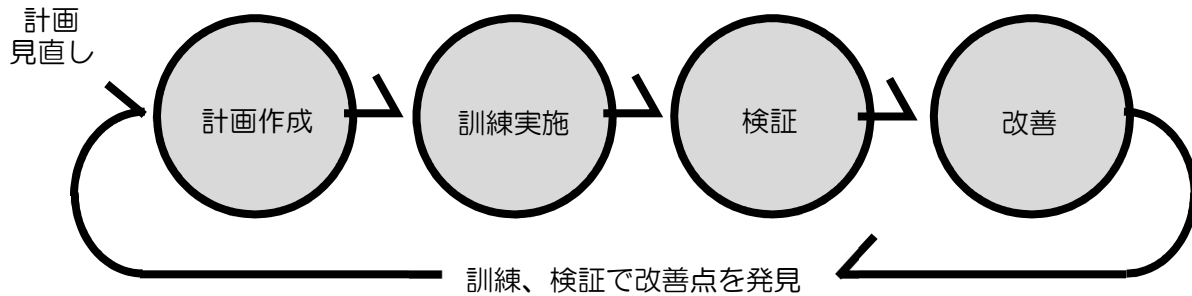


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

## (4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

### 実践と検証の流れ



### 実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

#### ■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練</li> <li>○避難所・避難路・避難場所等の確認</li> <li>○避難経路上の危険箇所の確認</li> <li>○要配慮者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火訓練</li> <li>○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等)</li> <li>○防災資機材取扱訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設訓練</li> <li>○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)</li> </ul>

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体や地元企業等と連携し、より実効性のあるものとする。

### 検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- 活動の対象範囲や活動体制(役割分担)を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか

- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。  
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

## 2 地区特性

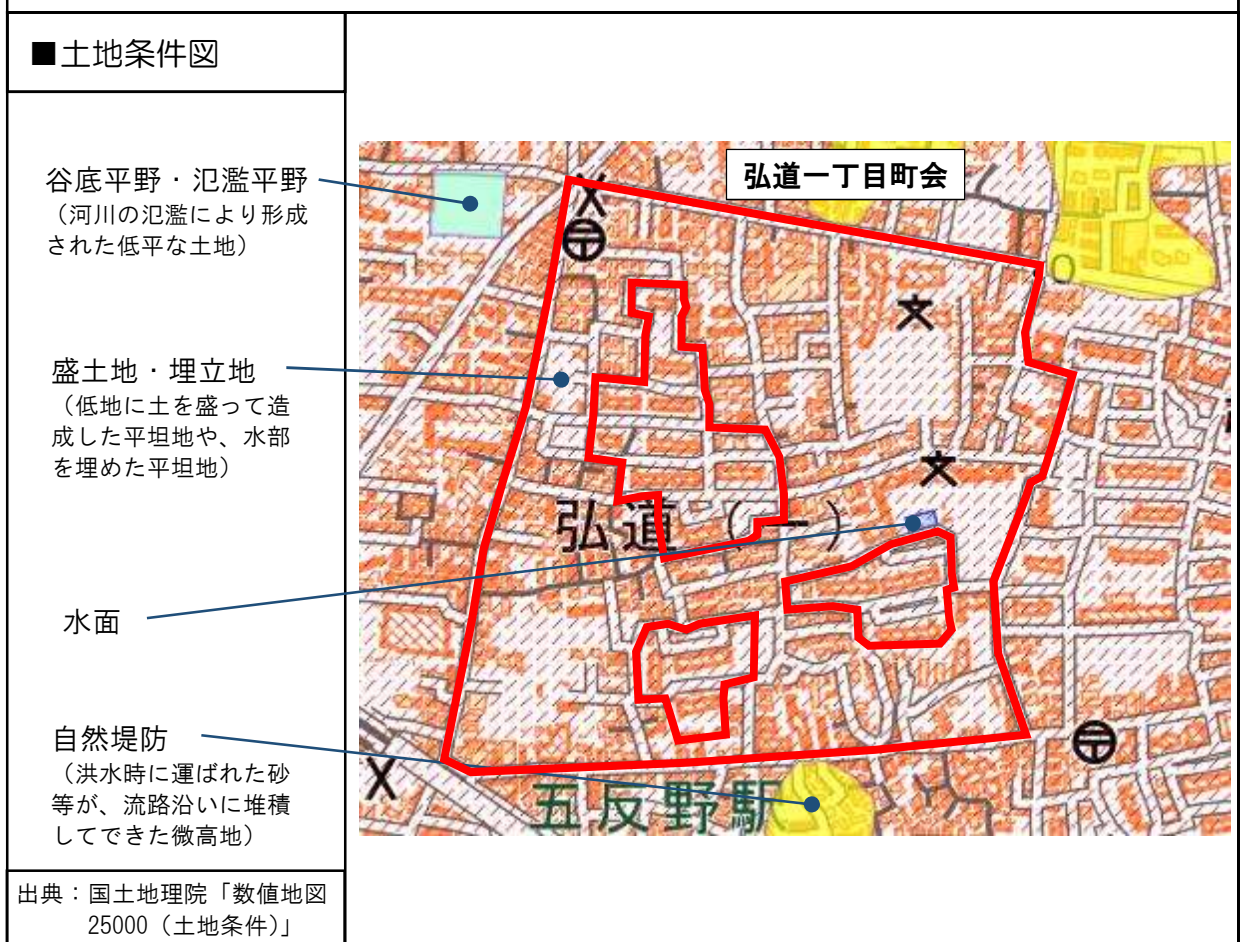
### (1) 地区の成り立ちと現況

#### ① 地形

まわりよりもわずかに高い自然堤防が地区外の北側と南側にありますが、地区内の大部分は低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト\*が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

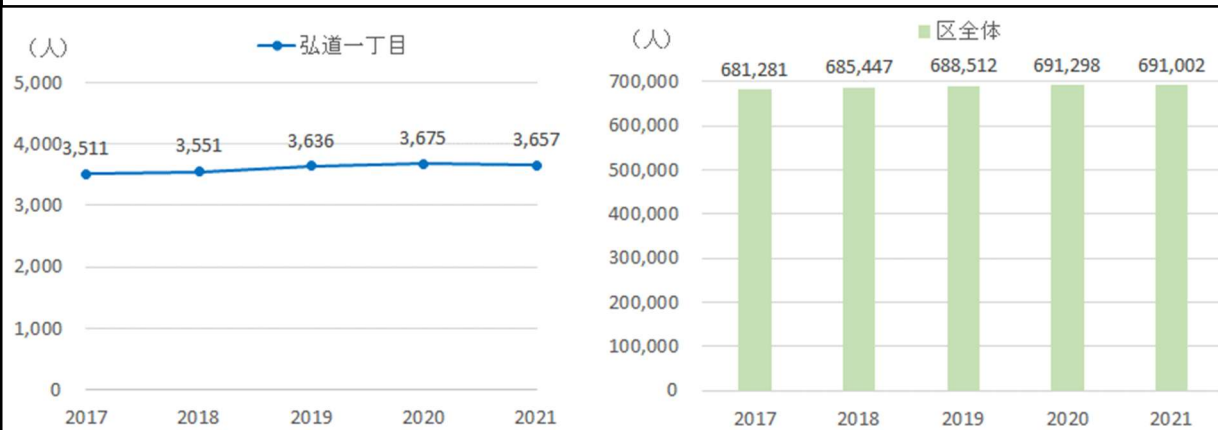


## ② 人口・世帯数

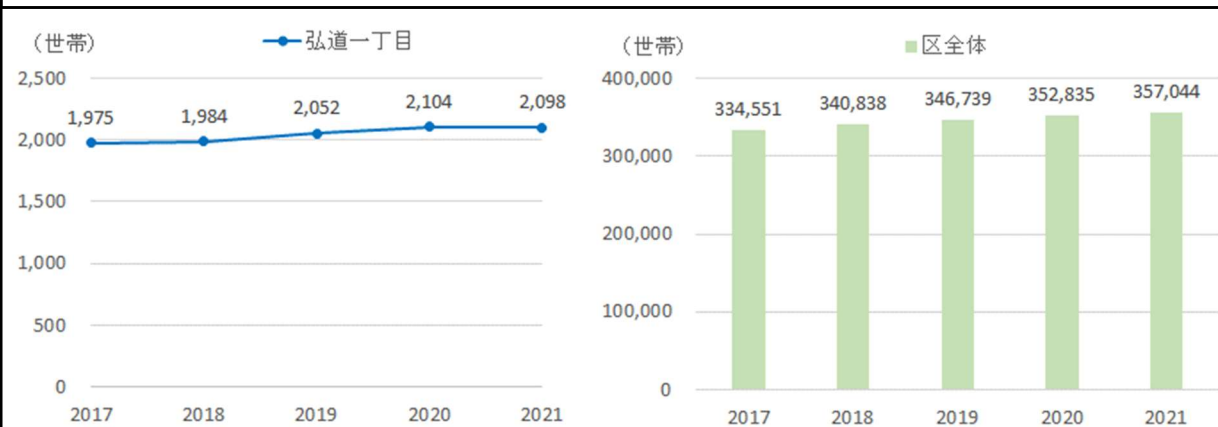
弘道一丁目の人口は 3,657 人、世帯数は 2,098 世帯となっています（住民基本台帳、令和 3 年 1 月 1 日現在）。

最近 5 年間の推移を見ると、人口、世帯数ともやや増加傾向にあります。

### <人口>



### <世帯数>

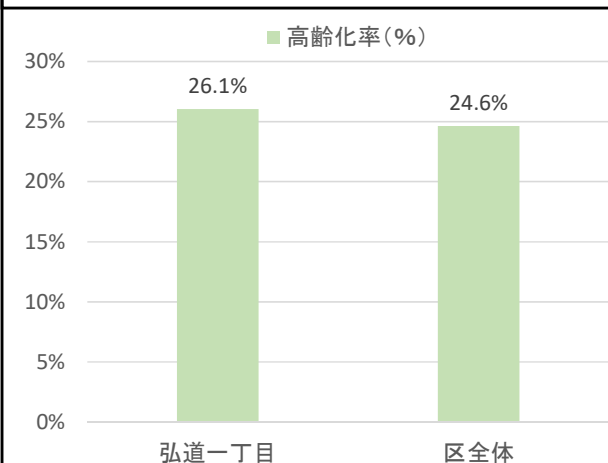


出典：住民基本台帳

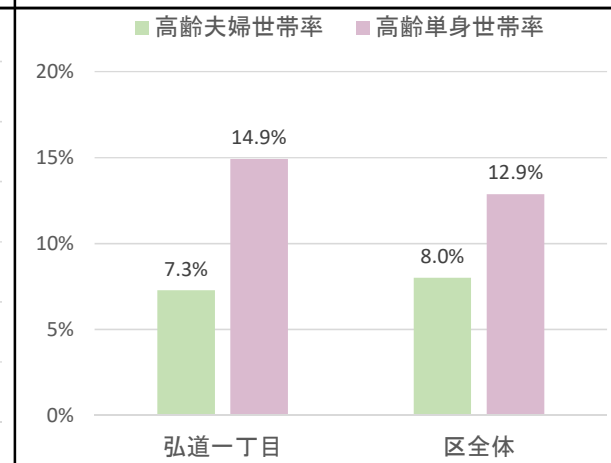
## ③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

弘道一丁目の高齢化率（平成 27 年）及び高齢単身世帯の割合は、区全体よりも高くなっています。また、高齢夫婦世帯の割合は区全体よりやや低い状況にあります。

### <高齢化率>



### <高齢者世帯の状況>



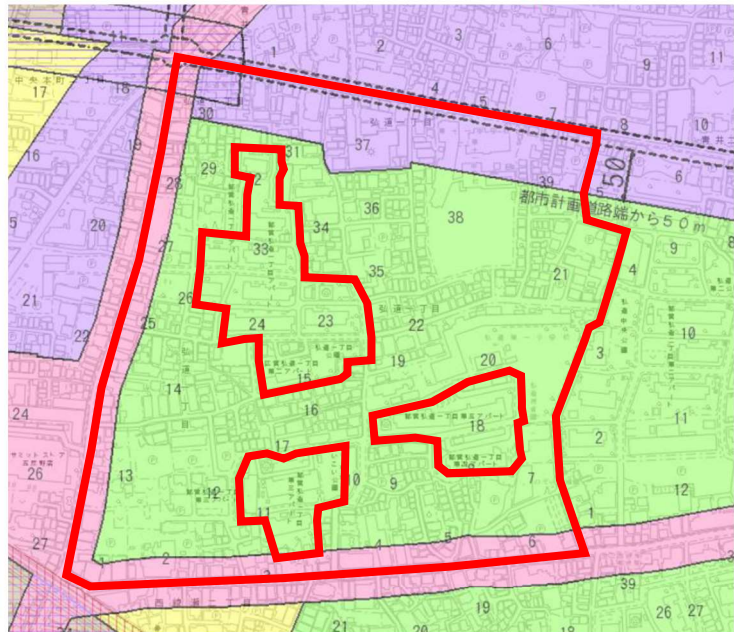
出典：平成 27 年国勢調査

#### ④ 用途地域都市基盤

地区内の大部分が第一種中高層住居専用地域であり、北側の道路沿いが準工業地域、西側及び南側の道路沿いが近隣商業地域に指定されています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



第一種中高層住居専用地域：中高層住宅のための地域。病院、大学、500m<sup>2</sup>までの一定の店舗などが建てられる。

準工業地域：主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。

近隣商業地域：まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗の他に小規模の工場も建てられる。

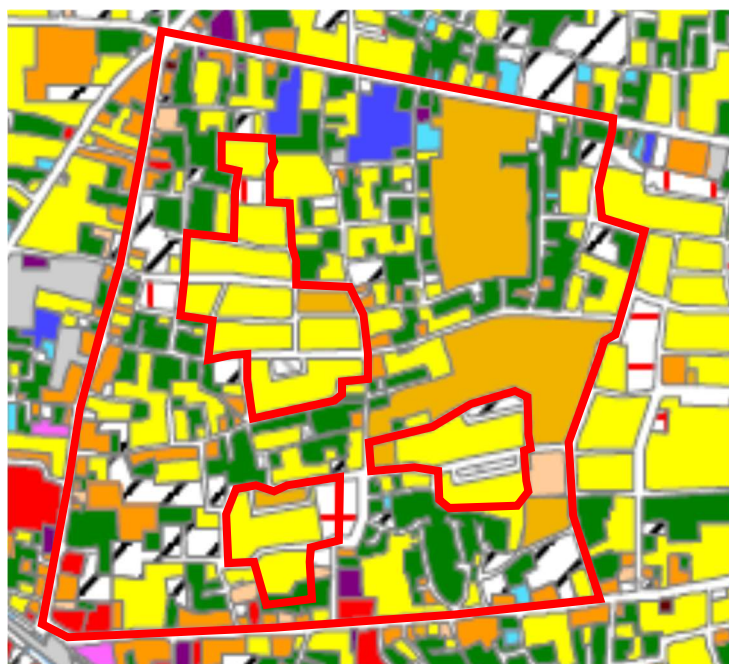
出典：「用途地域等指定図」

#### ⑤ 用途別建物現況

建物用途は、独立住宅と集合住宅が多く分布しています。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」



## ⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

### ■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等できているもの

### ■ 準耐火造

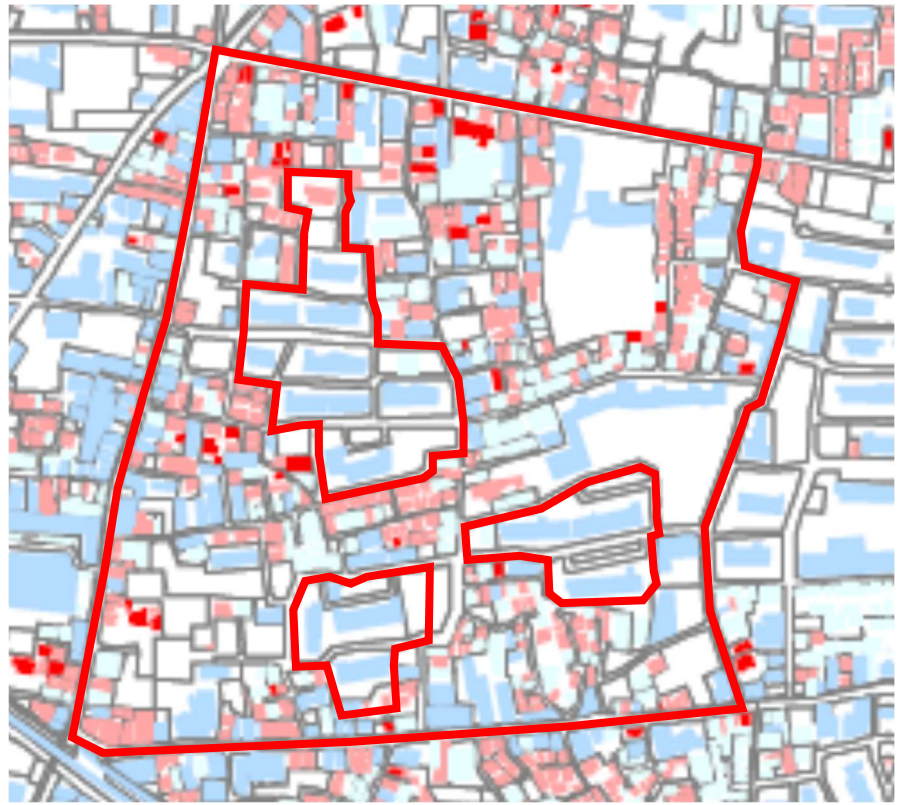
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料できている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造できているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

### ■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料できているもの

### ■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



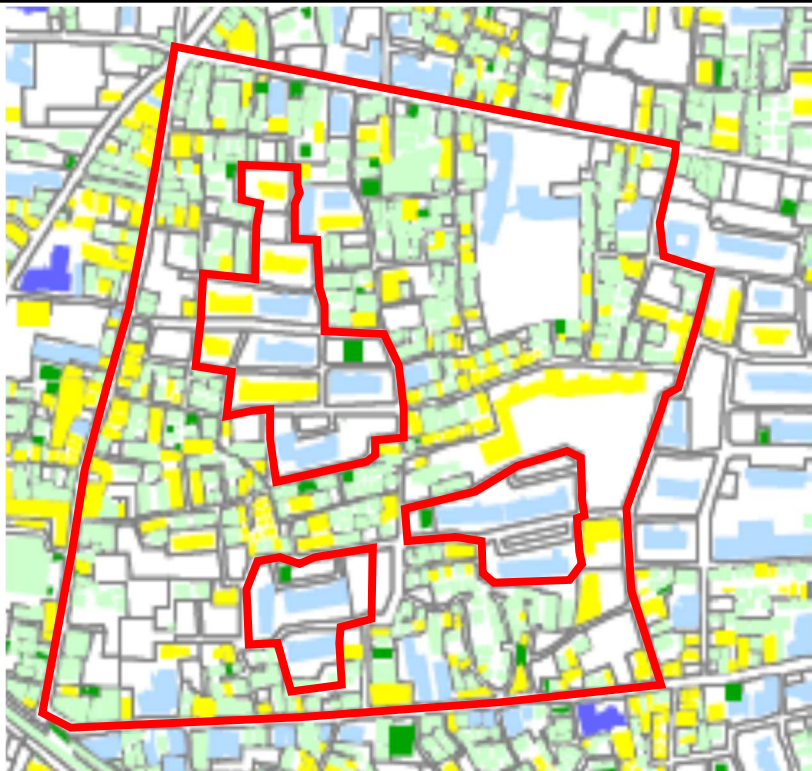
出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

## ⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 2 階建てですが、集合住宅では 3 階建て以上も多くなっています。

<凡例>

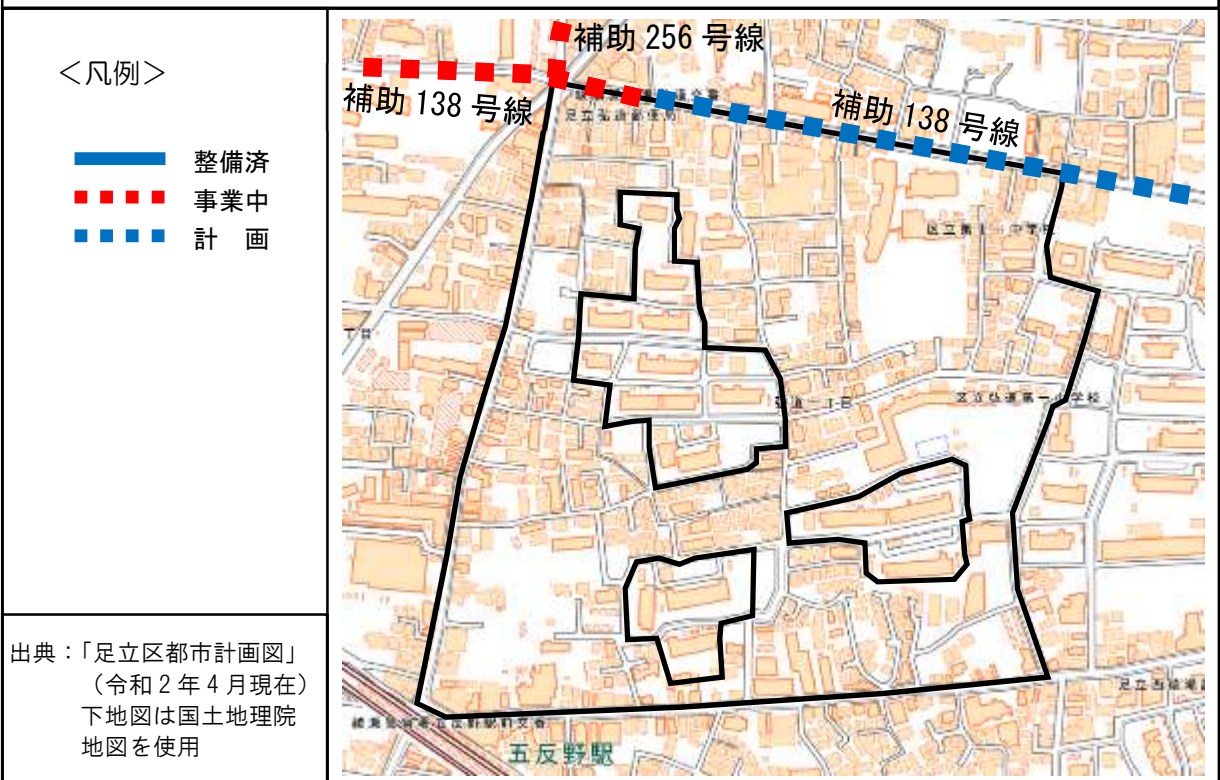
- 1階
- 2階
- 3階
- 中層階(4～7階)
- 高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

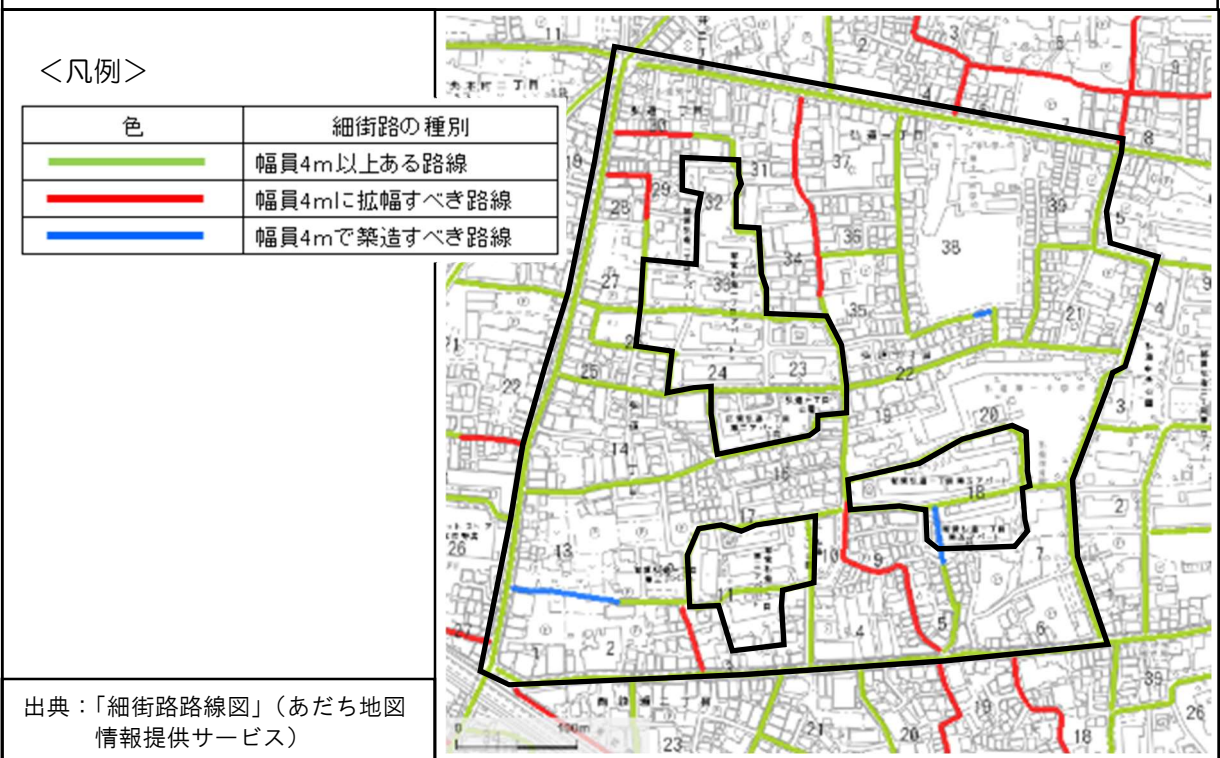
## ⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、補助 138 号線が弘道一丁目町会の北縁を東西に計画されており、地区内の西側で一部事業中です。



## ⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員 4m に拡幅すべき細街路が多く残っています。



## (2) 地震の被害想定

### ① 首都直下地震の被害想定概要

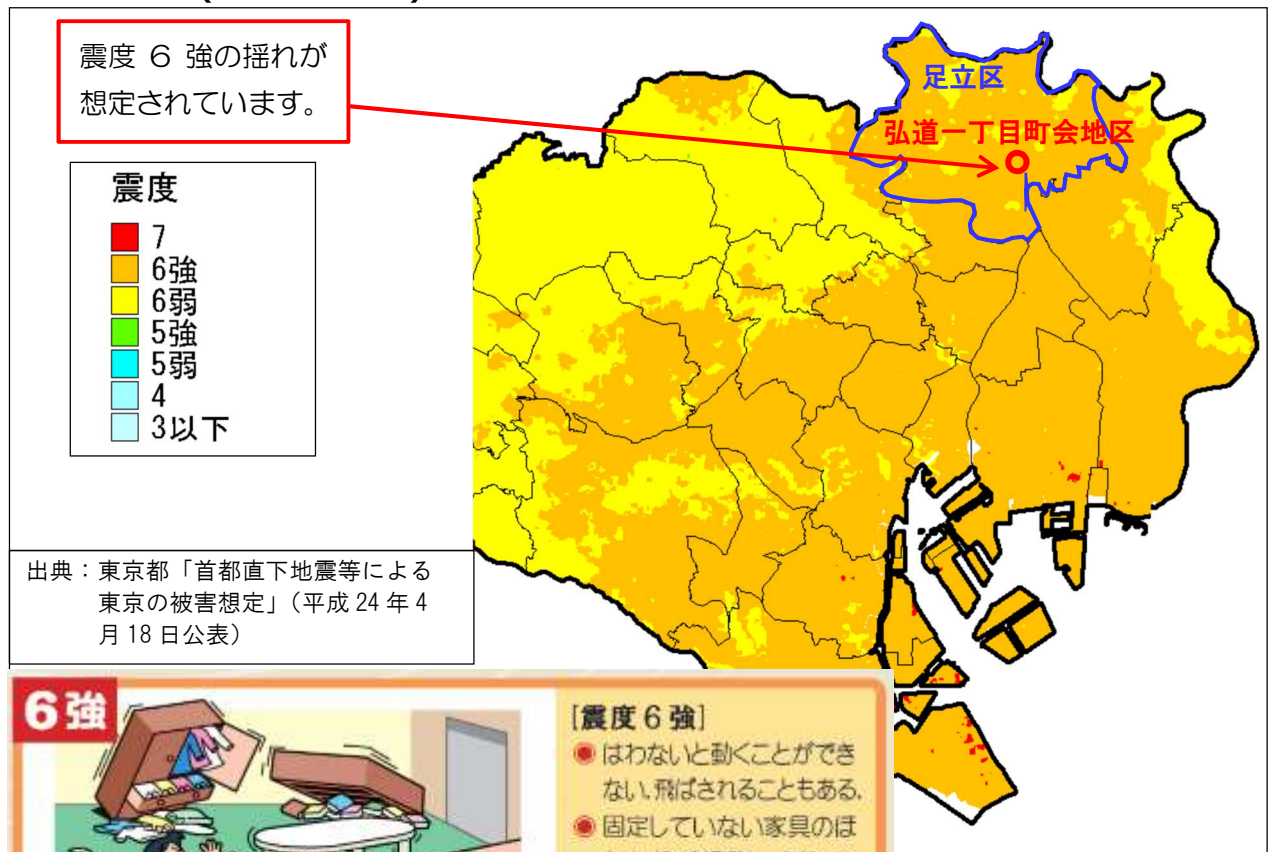
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

#### ■首都直下地震(東京湾北部地震)における足立区の被害想定(M7.3、冬の18時、風速8m/秒)

被害区分	被害の規模	参考
死者	712 人	区の夜間人口の 0.10%
負傷者	9,033 人	〃 1.3%
建物全壊	10,082 棟	区的全建物棟数の 7.0%
建物焼失	16,124 棟	〃 11.2%
避難者	280,862 人	区の夜間人口の 41.1%
帰宅困難者	107,115 人	区の昼間人口の 19.9%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

#### ■首都直下地震(東京湾北部地震)の地震動分布



出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

### 6 強

耐震性が高い

耐震性が低い

**【震度 6 強】**

- はわないと動くことができない、飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたりすることがある。

出典：気象庁HP  
「震度の階級」

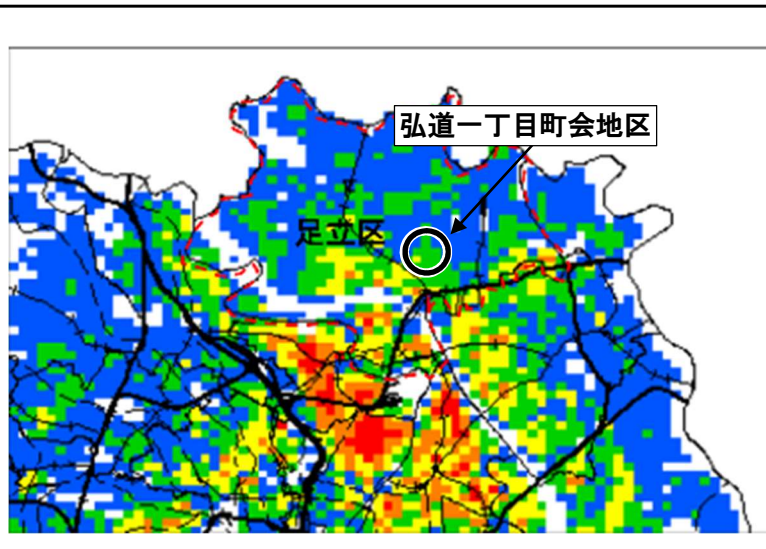
### ■ 建物全壊棟数

ほぼ全域で 10-25 棟の分布となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）



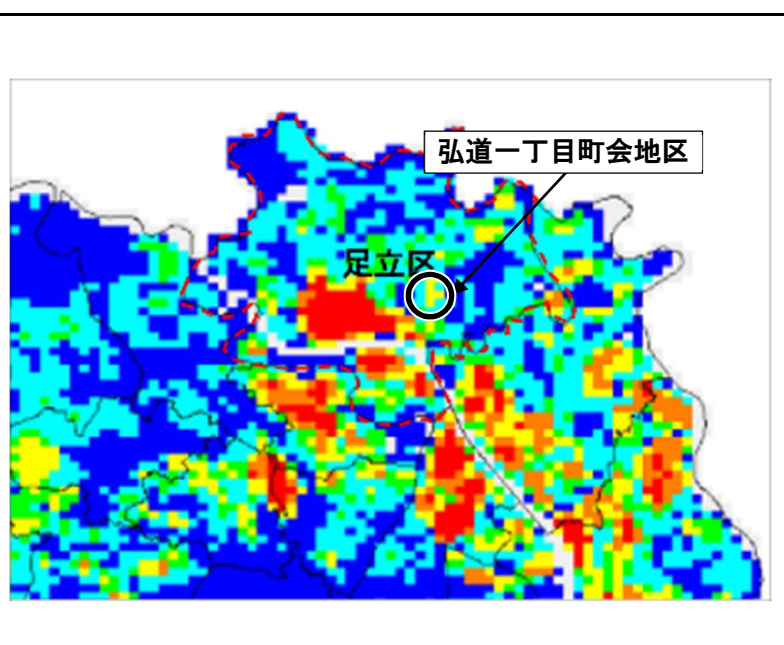
### ■ 建物焼失棟数

多いところで 20-50 棟の分布もあります。

<凡例>



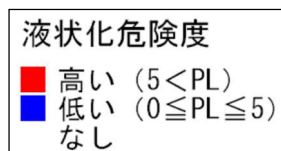
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）



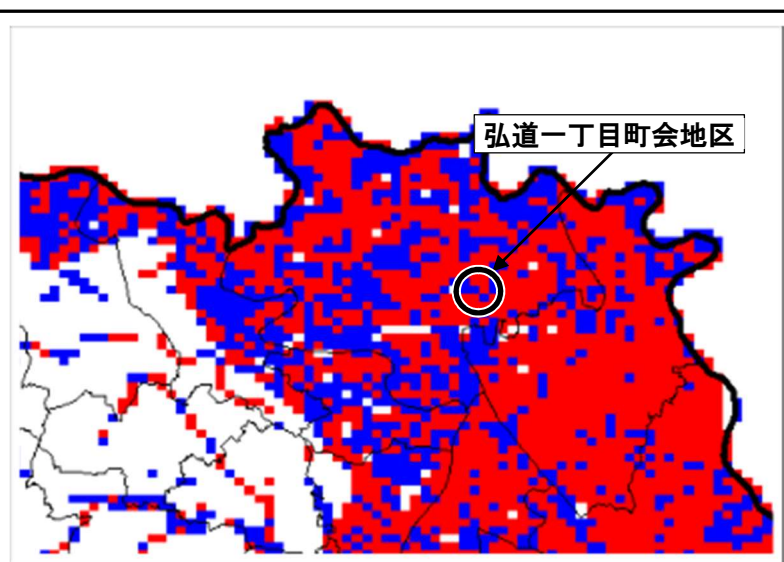
### ■ 液状化危険度

危険度が高い表示もみられます。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）

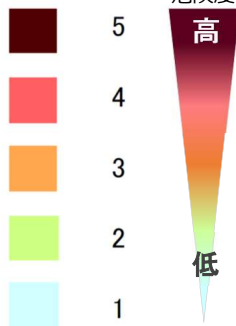


## ② 地域危険度※

東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回、平成30年2月公表）」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度について危険度が4となっています。（都内5,177町丁目の中で総合危険度が、弘道一丁目は255位）

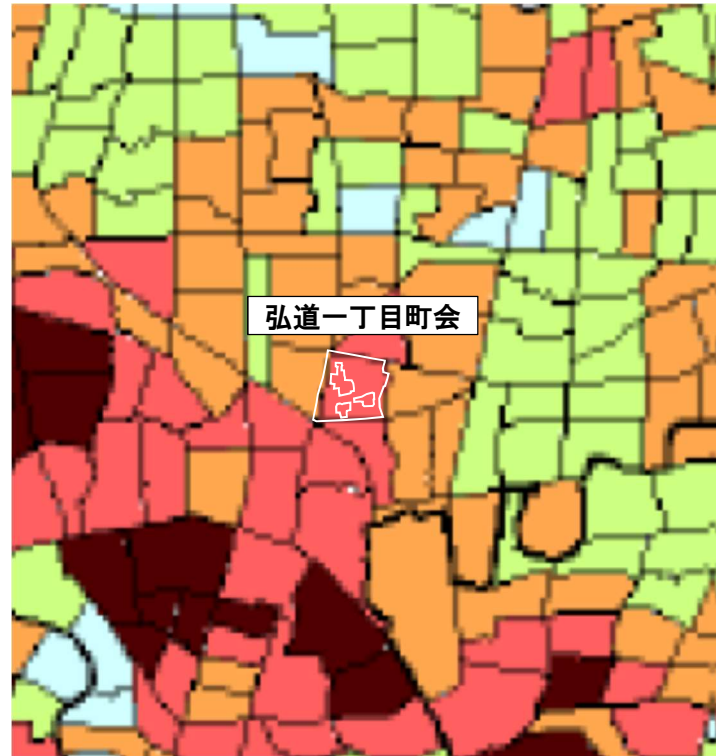
<凡例>

危険度ランク



区市町境界

町丁目境界



出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年2月）

※地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

### (3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、綾瀬川、芝川・新芝川があります。

#### ① 荒川が氾濫した場合

##### ■最大浸水深

全域で3m以上、最大で5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



##### ■浸水継続時間

1日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



## ② 利根川が氾濫した場合

### ■ 最大浸水深

3m以上の浸水区域と想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です



### ■ 浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



### ③ 綾瀬川が氾濫した場合

#### ■ 最大浸水深

最大で 3m 程度の浸水が想定されています。



#### ■ 浸水継続時間

一部の地域で、1週間程度浸水が継続すると想定されています。





#### ④ 芝川・新芝川が氾濫した場合

##### ■最大浸水深

3m以上 5m未満の浸水区域と想定されています。





### 3 地震発生時の対応シナリオ

#### (1) 地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて一時集合場所（弘道一丁目町会は避難場所と同場所）へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安をP18、19に整理しています。

一時集合場所；「足立区災害対策条例」に基づき、区長が地域住民と協議して指定

避難場所；「東京都震災対策条例」に基づき、知事が指定

避難所；「災害対策基本法」に基づき、市町村長が公共施設その他の施設を指定避難所として指定

#### (2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP20、21に整理しています。

# 地震発生時の対応シナリオ

弘道一丁目町会では、【一時集合場所】  
【避難場所】【第一次避難所】に、  
すべて同じ場所である**第十一中学校**が  
指定されている。

## 【一時集合場所】 第十一中学校

一時集合場所は、町会・自治会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

- 1) 二段階避難において
  - ① 情報伝達や各種連絡の場
  - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
  - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
  - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

## 【避難場所】

### 第十一中学校

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



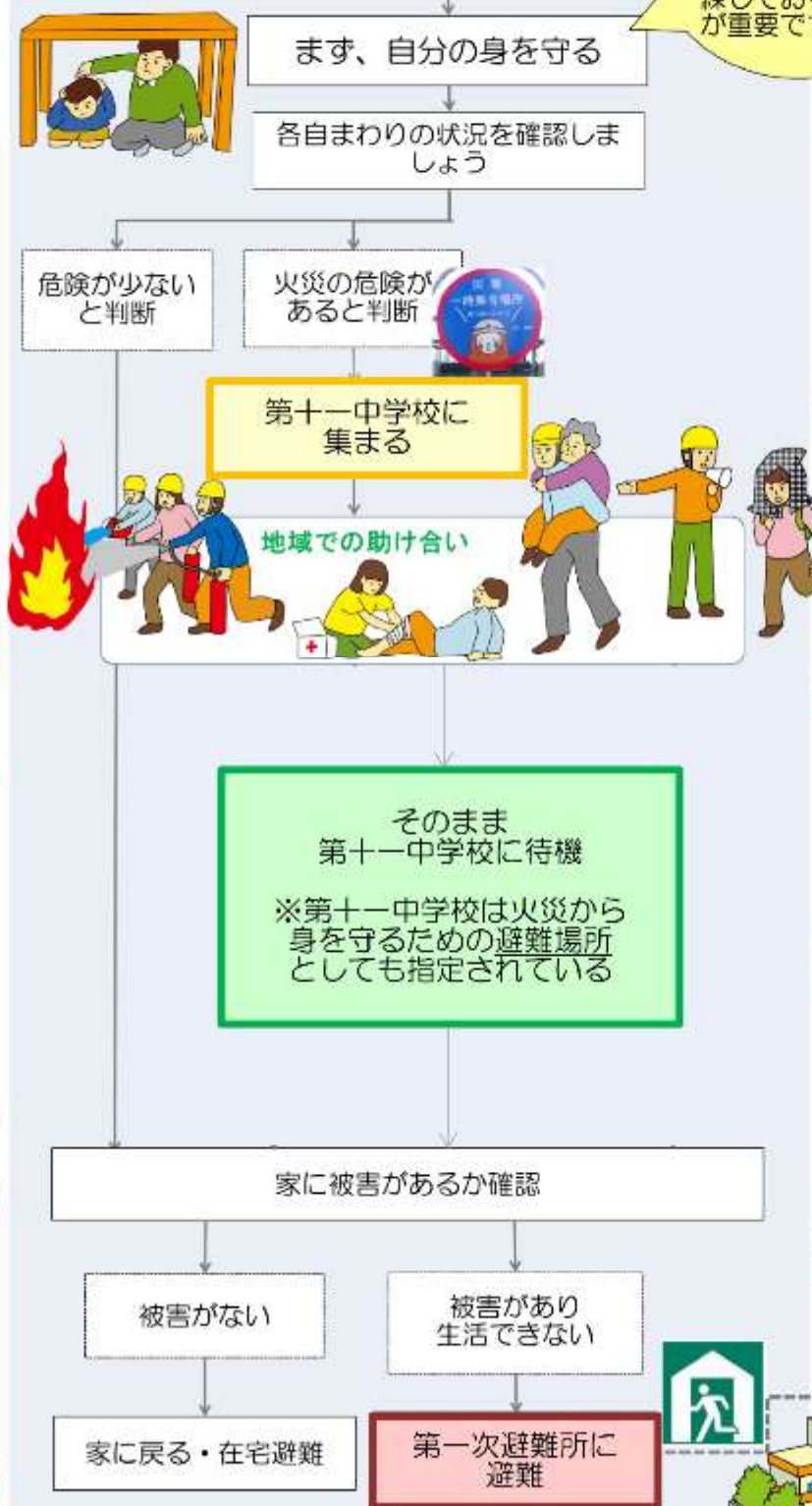
## 【第一次避難所】

### 第十一中学校 (弘道第一小学校)

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



一人ひとりに責任ある行動を取れるよう、普段から準備を継続しておくことが重要です。



の青  
動がに、日  
備や訓  
くこと  
す。

火災の発生に、  
細心の注意を  
はらいましょう

当地区は、家屋が密集し、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高い地域です。火災には特に注意しましょう。

火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

「震度5強」以上で分電盤ブレーカーを強制遮断する「感震ブレーカー」を設置しましょう。足立区では設置助成を行っています。

東京ガスでは、震度5以上の場合にガスメータが自動的にガスを遮断しますが、元栓は閉めるようにしてください。

ブレーカーを落とす

ガスの元栓を閉める

日頃から、一時  
集合場所に至る  
複数の避難経路  
を確認しておく

当地区は、家屋が密集するとともに、狭い道路が多くなっています。ブロック塀や建物倒壊によって、通れなくなる場合があるため、複数の避難経路を確認し、平常時に歩いてみておくことが重要です。



落ち着いて行動  
しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。

- ・ヘルメット、防災ずきん、帽子
- ・動きやすい服装、軍手
- ・履きなれた底の滑り靴
- ・夜間の懐中電灯



避難する時に、  
隣近所に声を  
かけましょう

避難するときには、近所の高齢者、妊婦の方、小さな子どもがいるお宅などに、ひと声かけましょう。ひと声かけた情報（返事がなかった、不在だった、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



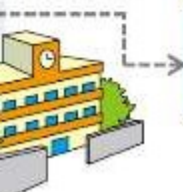
みんなで助け  
合って救出活動  
を行います。

ケガや危険を伴うので、救出活動は複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。

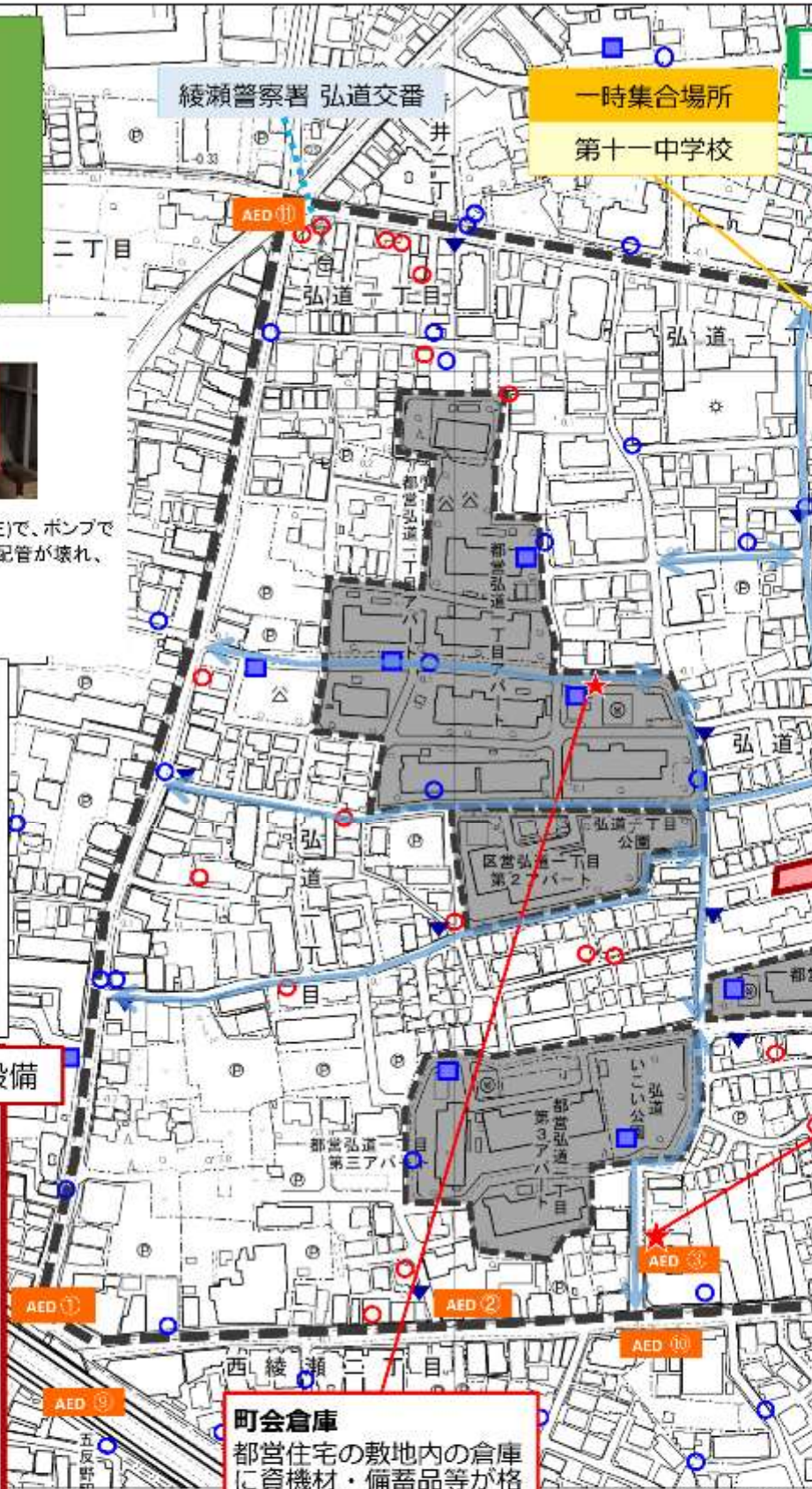


【第二次避難所（福祉避難所）】  
中央本町地域学習センター

第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々のため、必要に応じて介護サービスなどが確保される場所です。第二次避難所へは、必要に応じて足立区が移送します。



# 地区防災マップ [弘道一丁目町会]

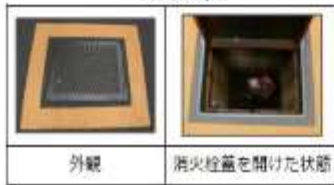


## 防火水槽



防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。  
C級ポンプ(写真右)を使用し、揚水・放水できる。

## 消火栓



水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。  
スタンドパイプを結合し、放水できる。

## 消火器



## 設備

## 掲示板



## 町会倉庫

都営住宅の敷地内の倉庫に資機材・備蓄品等が格納されている。

※この地図は、東京都縮尺1/2,500

2021年11月現在

凡例

- 消火器
- 消火栓等
- 防火水槽等
- ▼ 掲示板
- ★ 消火資機材の保管場所
- ← 幅員の広い道
- 交番
- 消防署

**AED** AED設置場所  
AEDを使用する際は、設置管理者に声をかけてください。

**AED設置場所一覧**

場所名

- ① 志村歯科医院
- ② 木村歯科医院
- ③ 足立成和信用金庫弘道支店
- ④ 聖華こども保育園
- ⑤ 弘道第一小学校
- ⑥ 第十一中学校
- ⑦ 片桐歯科医院
- ⑧ 弘道住区センター
- ⑨ 東武伊勢崎線 五反野駅
- ⑩ 桃の実保育園
- ⑪ 弘道交番

**足立成和信用金庫**  
足立区と連携し、敷地内にスタンバイが設置されている。



**本マップの避難場所について**

避難場所とは、地震や火災から身を守るために、東京都が指定する場所のことです。

しかし、本マップ内の避難場所は、東京都指定の場所ではありません。

町会内で、

- 「東京都指定の避難場所までは遠い」
- 「町会外に出てむやみに動くのは危険」
- 「名前から場所を勘違いしてしまう」

といった意見があり、これを反映した場所です。

東京都指定の避難場所

➤ 江北高校一带

町会内で決定

➤ **第十一中学校**

地形図(平成27年度DVD版)を使用したものである。

### (3) 話し合いによる検討

#### ① 防災まち歩き

地震が起きた時のことを想定しながら、まちの中の危険なところや、災害時に役立つ広場や備蓄倉庫などの資源、要注意箇所等を探す「防災まち歩き」を実施し（2021年11月27日実施）、その結果をマップにまとめました。（矢印は実際に歩いたルートを示します。）







**まち歩き**  
 総距離  
 約 1.5 km

昔、近隣住民で作った私道。  
 現在は住民が多く利用する道  
 となっている。メンテナンスの面か  
 らも区道にしてほしいとの要望が  
 ある。

第十一中学校の裏門は普段施錠  
 されている。  
 学校の許可のもと、町会内の特  
 定の人が鍵を管理しており、緊  
 急時には開門することになって  
 いる。

**ゴール**  
 弘道住区センター

第一次避難所  
 弘道第一小学校

2021年11月現在

凡例

- 消火器
- 消火栓等
- 防火水槽等
- ▼ 掲小板
- ★ 消火資機材の保管場所
- ← 幅員の広い道路
- ▨ 交番
- ▨ 消防署
- AED AED設置場所

AED設置場所一覧は  
 防災マップ(p20-21)に記載

**⚠ 町会内の危険な要素**

まち歩き歩きで見つかった危険要素の例を以下に示します。  
 普段町会内を歩く際に、避難することを想像しながら、  
 以下の要素がある場所を確認してみましょう。  
 防災を意識して歩く機会を作ることが大切です。

- ✓ 倒壊しそうなブロック塀  
 倒れてくる可能性
- ✓ 老朽木造住宅やアパート・空き家  
 火災発生時の延焼拡大や瓦等の落下物が発生する可能性
- ✓ 狭い道路・行き止まり道路  
 落下・倒壊物により道が通れなくなる可能性
- ✓ 道路にはみ出した樹木・生垣  
 特に夜間の避難時には、  
 目に見えにくい障害物となり、危険となる

※この地図は、東京都編尺1/2,500地形図(平成27年度090種)を使用したものである。

## ② 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、青井二丁目町会と合同でのワークショップを行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

### ■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	対応策
<p>○一時集合場所、避難場所、避難所について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所と避難場所の違いや関係性がわからない。</li> <li>・町会内で決めている一時集合場所・避難場所・避難所は、第十一中学校のみである。都が指定する避難場所の「江北高校一帯」へは、遠回りとなり、余計に危ないと思われるため、こちらに向かうことはない。</li> <li>・町会内のあちこちで都が指定した避難場所の名前が書いてある看板が立っているが、これがかえって住民の混乱を招く。避難場所を町会外へ決められても、地震が起こってしまうとそちらまで動けないと思う。地震の時はなるべく町会内から動かないほうが安全と思う。</li> <li>・避難場所が1か所に集中したほうが良い理由として、安否確認のしやすさが挙げられる。</li> <li>・第十一中学校の校庭は東日本大震災のときは液状化したと聞いている。</li> <li>・中学校の南側の裏門の鍵の管理は、現在限られた人しか許可されていない。非常時に、その人たちが開門できなかったときどうするのか。鍵の管理には慎重になるべきだが、もう少し鍵の管理者を町会内で増やすべきではないか。裏門付近の住民は、災害時に北側の正門までわざわざ遠回りして身の安全を確保するというのは危険があると思うので、裏門が開くと避難しやすく、安全である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の行動の目安を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●p18～19 地震発生時の対応シナリオ</li> </ul> </li> <li>・住民一人ひとりが避難の場所、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込むこととする。 <p>本計画では、町会内の意見を反映して、計画内の避難場所の名称を「第十一中学校」として統一し、表記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●p18～19 地震発生時の対応シナリオ</li> <li>●p20～21 地区防災マップ</li> <li>●p43 【地震発生時の対応】</li> </ul> </li> <li>【区】避難場所については、「第十一中学校」とする計画とさせていただきたい。都の指定の避難場所では、火災に追われても周りに燃えにくいものがある広い場所として、避難場所が指定されている。</li> <li>・今後の話し合いの中で、区と協議しながら検討していく。</li> <li>【区】現状、門の鍵の管理については、学校の許可をいただいているので、管理者を増やすことができるか確認をする。中学校は第一次避難所としてだけではなく、一時集合場所として指定されている以上、すぐに入ることができないと意味がない。</li> </ul>

課題（意見含む）	対応策
<p>○避難所運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青井二丁目町会との合同の防災訓練は、毎年、第十一中学校で行っている。役員や班長には、第十一中学校での避難についての役割を振り分けている。そのため、ほかの避難所に行くとなった場合に困る。2町会は第十一中学校を中心に住まいがあることも含め、避難所ははっきりと第十一中学校と決めてしまうのがよいと思う。ただ、第十一中学校がいっばいになってしまった場合にどうすべきか等の議論は必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定した計画をもとにして、自治会の会合や打ち合わせにおいて議論を行って、対策を検討していく。</li> </ul>
<p>○避難訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練では、初期消火訓練や避難訓練を行っている。</li> <li>町会内では区民レスキュー隊の結成はしていない。そのため、今後は、救助訓練を入れたいと考えている。ジャッキやロープの使い方等の訓練を行いたいが、区には、それに関わる資機材の配置をお願いしたいと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助訓練は警察署や消防署と連携して行うことを検討する。</li> <li>日頃から防災意識を持つようにするため、役員だけでなく、町会全体が気軽に参加できる小さな規模感で、定期的に行える実践的な訓練方法を検討する。</li> </ul>
<p>○安否確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町会内では防災訓練、安否確認訓練をしている。安否確認訓練では、災害が起こった時に、町会長から各部長宛てに安否確認の指示が下る。部長から各班長に連絡がいくような連絡網の組織図があり、それに従って安否確認がとられる。媒体が携帯電話なので、災害時に役に立つかわからない。携帯電話がつながらなくなった場合にどうするのかを決めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話以外の方法で、町会内の情報伝達・連絡方法の検討を行う。</li> <li>安否確認表示というのは、各家庭で黄色い旗を出すとか、無事というシールを貼り出すとか、いろいろな方法はあるので、検討する。</li> </ul>
<p>○避難等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公助の消防の優先順位は大火災なので、消防団もそちらに向かってしまう。消火や救助も自分たちで行うというのは大前提に考えなければいけないと思う。</li> <li>地形等により被害の状況は異なると思うが、頭の中で災害が起こった時シミュレーションをしておく必要はあると思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署等との連携により、適切な訓練を定期的に行って、災害時に行動できるように準備しておく。</li> </ul>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地形等により被害の状況は異なると思うが、頭の中で災害が起こった時シミュレーションをしておく必要はあると思っている。</li> <li>• 地震が来た際は、揺れが収まったら情報収集をはじめ、避難する必要がなく自分の家にいられるなら、そのほうが有効だと思う。なんでもかんでもすぐに避難所へ行くということではなくて、公助に行くまでには、自分と隣近所を気にかける必要があると思う。</li> <li>• 防災計画や避難所運営は、町会・自治会員のみが対象なのか、町の住民全員が対象なのか。</li> <li>• 以前の台風19号の際に経験したが、自助、共助を必要としていない人が避難所に多くきて、口出しをしていたのを見ている。そういった方に避難所の運営状況が周知されていないのが現状。誰がどこに住んでいるかもわかっておらず、また、町会内の高齢化により消火活動時に動員できる人員がいらない。こういった状況を打開するため、行政にも協力していただかないと、この場で決めたり議論したりしたことも、机上の空論になってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「共助」として何ができるかを話し合い、もしもの場合に動けるように平時の準備を行っていく。</li> <li>• 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討する。</li> <li>• 町会内の情報伝達・連絡方法について検討する。また、広報活動や訓練を通じて、防災意識の啓発を行うことを検討する。</li> <li>• 今後の話し合いの中で、区や都と協議しながら検討していく。</li> </ul> <p>【区】町会の入会率は平均で50%に満たないところが多い。町会会員のみの計画では、地域としての防災力は上がらないと考えている。今回計画書に加え、1枚紙の概要版を作成予定である。概要版を地域の皆さん全員に配布して、周知を図りたいと考えている。</p>
<p>○町会内の危険箇所について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 町の危険箇所を歩いて回る際、危険な箇所があった場合、直す費用は誰が出すのか？どうしても修繕するための費用は必要となってくる。</li> <li>• 危険箇所を把握することは必要と思う。第十一中学校の通学路には危険箇所として建築違反の建物もあるが、区から注意してもらえるのか？</li> <li>• 都営住宅北東側の空き家前の木が道路にはみ出ているところがあり、パトロール時に確認をしている。定期的に剪定はされているようで、住宅自治会の会長も気にかけてくれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状で把握している危険箇所を計画内に記載し、周知を図る。</li> <li>●p22～23 ①防災まち歩き</li> </ul> <p>【区】区の助成についての話はさせていただくことはある。ただ、申請者は土地や建物の所有者となる。また、危険な建物については、行政監察ということができる。地域の声は我々を通して各部署に話をすることもできる。また、まち歩きは、危険度マップのようなものを作り、計画内に盛り込む。</p>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 狭い道沿いに植木の樹木の枝や葉が大きくはみ出している家がある。この家には、これまで何度もアプローチしている。住人はお年寄りのため、とても本人たちでは対処できないことなので、町会の方から間接的に区の支援センターに協力をお願いした。区道に出ている部分は区の方で剪定されたが、東側の私道部分は法律上本人の許可がないと触れないので処理されていない。</li> <li>• 中学校西側の私道は、通学路や青井駅に抜ける道として利用されている。ここも区道としてもらえれば、道路標示を入れられるようになる。</li> <li>• 大変古い家があったが、現在も住まわれており、町会から特に危険箇所としてアプローチしたこともない。様々な事情があり居住されていると思うので、危険箇所等とするのは反対である。</li> <li>• 北西側の町会境に細い区道と私道が交わっているところがある。ここは、交わっている部分が段差になっていて、夜に歩くときに危ないと感じた。ただ、私道になっているので、持ち主からしたら、通ってほしくはないと思う。道路は平らであるという認識があるので、急に段差がある場合対応ができないので把握しておく必要がある。</li> </ul>	<p>【区】剪定する同意書をいただければ動くことができる。まち歩きで見た中では2か所ほどあったので、該当する部署に相談をしてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の話し合いの中で、区や都と協議しながら検討していく。</li> <li>• 町会内の情報伝達・連絡方法について検討する。</li> </ul>
<p>○資材、設備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• うちの町会は、防災倉庫を置く敷地がない。できることならば設置したいとは考えているが、長く実現していない。</li> <li>• そのため、現状は都営住宅の自治会長さんをお願いして、都営住宅の敷地内に保管倉庫を設置させてもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の話し合いの中で、区や都と協議しながら検討していく。</li> </ul> <p>【区】公園管理課では、遊具等からの距離等、防災倉庫設置についての条件がある。なお、ポンプ未設置の町会の防災倉庫設置については、区民事務所と相談の上、町会の一部費用負担のもと、設置可能ではある。設置希望を出されていた弘道一丁目公園は、まだ許可が下りるかはわからない状況である。</p>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>• スタンドパイプについては、防災倉庫がなく、配置についてはお断りしている。そのため、防災訓練もしていない。消火栓の蓋を開けるのにも重たいので一苦労であるし、訓練をしないことには使うこともできないだろう。</li> <li>• 弘道一丁目ふれあい児童遊園には、防火水槽の看板はあったが採水場所が不明で見つからなかった。使えるかの確認は消防署の管轄となる。看板が古いので、廃止後に看板を撤去していないのかもしれない。いざというときに看板はあるのに水利がないのは困るので確認が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町会で再調査し、防火水槽の蓋の位置確認済み。</li> <li>【区】使用可能なものであることを消防署に確認済みである。採水場所は、防火水槽の看板付近の樹木の脇にあるとのこと（土が被って見えなかった可能性あり）。</li> </ul>
<p>○水害について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水害の際、第十一中学校の1階に資材がそろっているの、それをどうするのか課題である。資材はあっても、いざ水害が起こった際に水没してしまうことになりかねない。</li> <li>• 水害の際は、第十一中学校を当てにするなどは町会の人には言っている。しかし、2年前の台風19号の際は避難所運営開始後300名以上が来た経験があるので、第十一中学校については、避難所としなければならないことがわかった。学校内で入ってはいけないところは鍵をかけてもらって、できるだけ多くの場所を避難所として開放したい。</li> <li>• 学校の建物自体が建ってから50年以上経過しているのではないかと思うが、どれだけ安全な建物であるかを調べてほしい。</li> <li>• 綾瀬川が決壊すると土地の低いこちらの町会に流れてくることになる。水が来た時に地下等に排水する設備などがあればよい。都住の敷地は、水が溜まって流れるように少し土地が低くなっていて、遊水地のようになっているが、水害のときには水が捌けきれないと思う。地震でも堤防が割れてしまえば水が来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 策定した計画をもとにして、町会の会合や打ち合わせにおいて議論を行って、資材や備蓄の置き場所、情報交換の内容や方法を検討していく。</li> <li>• 水の来ない階については在宅避難を検討する。</li> <li>• 今後の話し合いの中で、区や都と協議しながら検討していく。</li> </ul>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水害は事前にわかっているから避難できるというが、実際には家財一式を投げ出して逃げるとするのは非常に勇気がいることだと思う。口で言うのは簡単だが、知り合いの3階建ての家に避難しろというのはなかなか難しい。</li> <li>• 今は地震と水害分けて考えているが、地震の後に綾瀬川の堤防が割れて決壊し、水害が起これると、このあたりの地区は消防車や救急車も来られなくなり、何もできなくなってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平常時から、災害時の備えについて各自検討するのに加え、隣近所でも災害時についての話し合いをする機会を検討する。 ●p40～41 （1）事前対策リスト</li> </ul>
<p>○その他（まち歩き等で気づいた点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• まち歩きの結果として、地図上に危険箇所を落とし込むというのは、個人が特定できてしまうので、そこに住んでいらっしゃる方は嫌がるのではないかと思う。近隣トラブルにもなりかねない。それを地図に示したところで私たちは何もできない。</li> </ul> <p>ただし、この計画は、今回策定後も町の状況の変化に合わせて、自分たちで見直しをしていく必要がある。自分たちが役員をやめてしまった後に、今日やったことが誰もわからないという状況を作ってはいけないと思うので、ある程度のまち歩きの結果についての情報は役員の中で残したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地震・水害時等の災害時に、町内における警察・消防・消防団・地域の民間 NPO 法人などとの現在の連携状況、備蓄協定、施設設備の提供等を教示してほしい。</li> <li>• 河川氾濫や大雨の時の地域の浸水状況（浸水の深さ）の表示方法について、地域の適した場所に判断しやすい表示物の設置をしてほしい。仮に、設置済みのときはそのことを教示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の話し合いの中で、区と協議しながら検討していく。</li> <li>• 町会内の情報伝達・連絡方法について検討する。</li> </ul> <p>【区】弘道一丁目町会内において、特段、協定締結等連携をしている団体はない。警察や消防、消防団等においては、日頃から関係機関と連携しながら各種訓練等を実施し、町会から主体的につながりを持つことが、いざという時の備えとなる。</p> <p>【区】浸水深の表示物は、区施設（小・中学校や住区センターなど）や区内の電柱に設置している。</p>

課題（意見含む）	対応策
<p>•災害時要配慮者支援防災行動マニュアル(要援護者編、支援者編)の活用状況について教示してほしい。</p> <p>•「要配慮者」と「要援護者・支援者」の定義（ちがい）を教示してほしい。</p>	<p>【区】避難行動要支援者対策として「水害時個別避難計画書」を区福祉部がケアマネージャー等と連携して作成している。区内にいる要支援者（約 24,000 人）の中で、優先度の高い方から順に作成しており、令和 3 年度末までに約 300 人分の計画を作成予定。対象の方は、水害時、居住地から避難先への移送支援を区が行う。</p> <p>【区】「要配慮者」とは、災害時において高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者としている（災害対策基本法）。  「要支援者」とは、要配慮者の中で高齢や障がい等により自力で避難できない方を「避難行動要支援者」といい、それを略して要支援者という。  ※現在では「要援護者」という言葉は使用していない。</p> <div data-bbox="943 1160 1398 1402" style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>要配慮者</b></div>  <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>高齢者・障がい者・乳幼児など</b></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>要支援者</b></div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>自力で避難できない方</b></div> </div>
<p>• 高齢者、要配慮者の把握が難しい。</p>	<p>【区】現在区では、高齢の方や障がいをお持ちの方など自力で避難することが困難である”避難行動要支援者”が、水害時に福祉避難所等へ避難できるように「水害時個別避難計画」を優先度の高い方から順次作成している。しかし、要支援者の方の情報は、個人情報保護の観点から現時点では提供することができない。  町会・自治会独自で把握できている情報（敬老会の名簿など）をもとに、要配慮者への支援をお願いしたい。</p>



課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者などの自宅へ行って、避難所まで連れて行くのも、町会役員の役割かどうか？</li>   <li>• 第十一中学校の備蓄倉庫は 1 階にあり、これは水害の時にすべて水没するのは十分想定できるが、3 階以上に移す予定はあるのか？ しかし、3 階以上では地震の時の体育館や校庭までの動線が長すぎて困る。難しい問題だ。</li>   <li>• 避難場所の看板が、江北高校になっているので、矛盾している感がある。本来は看板も「第十一中学校」にすべき。</li> </ul>	<p>【区】区としては、町会の方々にはできる範囲で支援を行っていただきたいと考えている。</p> <p>【区】備蓄倉庫の場所は、水害時は浸水しない上層階にある方が望ましいと考えるが、現在多くの避難所では、震災時に利便性が高い 1 階に備蓄倉庫がある。 避難所運営会議の皆さまと低層階・上層階のメリット・デメリットを検討し、そのうえで上層階に備蓄物品を移動希望される場合は、学校関係者と備蓄スペース確保について協議していく。</p> <p>【区】避難場所は東京都が指定している。江北高校や第十一中学校、弘道第一小学校を含めた地域一帯を避難場所として指定しており、名称は「都立江北高校一帯」としている。</p>



## 4 水害時の対応シナリオ

### (1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを足立区で決めています。その内容を P34、35 に整理して示しています。

### (2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに、国、気象庁、足立区などの関係機関から避難情報が発信されます。その内容を P36、37 に整理して示しています。

# 水害が予想される場合の防災行動の概要

三密  
対策

## 分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

### STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。 **問い合わせ先** 企画調整課 企画調整担当 ☎3880-5349



▲区のホームページでも閲覧可

#### 避難方法の判断ポイント！

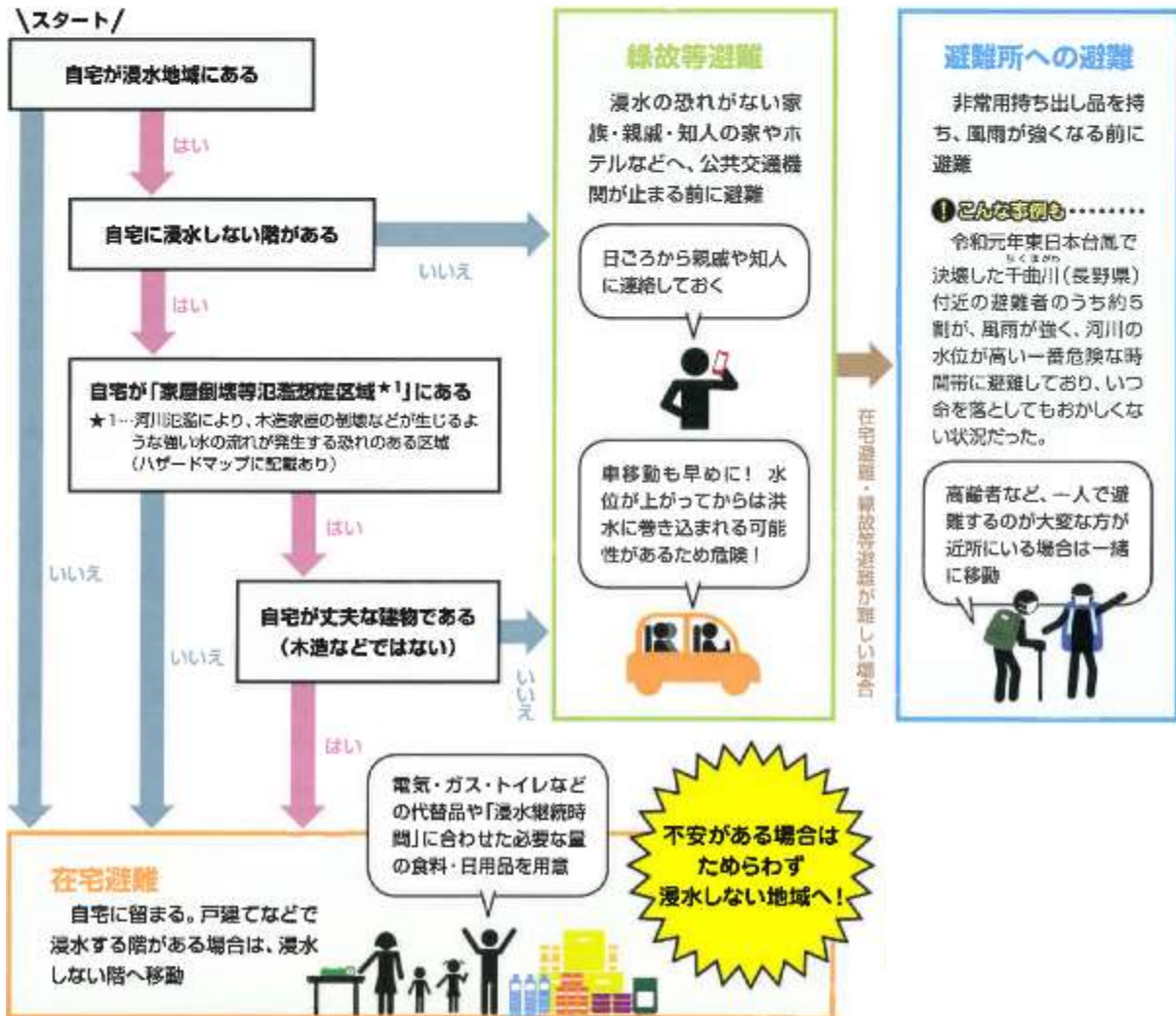
- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上（3・4階まで浸水）の所もあれば、3～5m（2階まで浸水）の所も。自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

### STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



開設・受け付け

### 災害対策本部\*2が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。  
★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



### 受け付け\*3で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。  
・検温の実施 **感染症対策**  
・運営ボランティアを募集 など  
★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



### ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。  
ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

### 避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合があります。使用しません。



### 37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



### 避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの\*4）や水、タオルなどは必ずご持参ください。  
★4…乳幼児用のミルクなどを除く



### 物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。自分で受け取りに来るのが難しい方は運営ボランティアが手伝います



### 最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を通知します。避難勧告が発令 区のホームページでも確認



閉鎖

### 雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

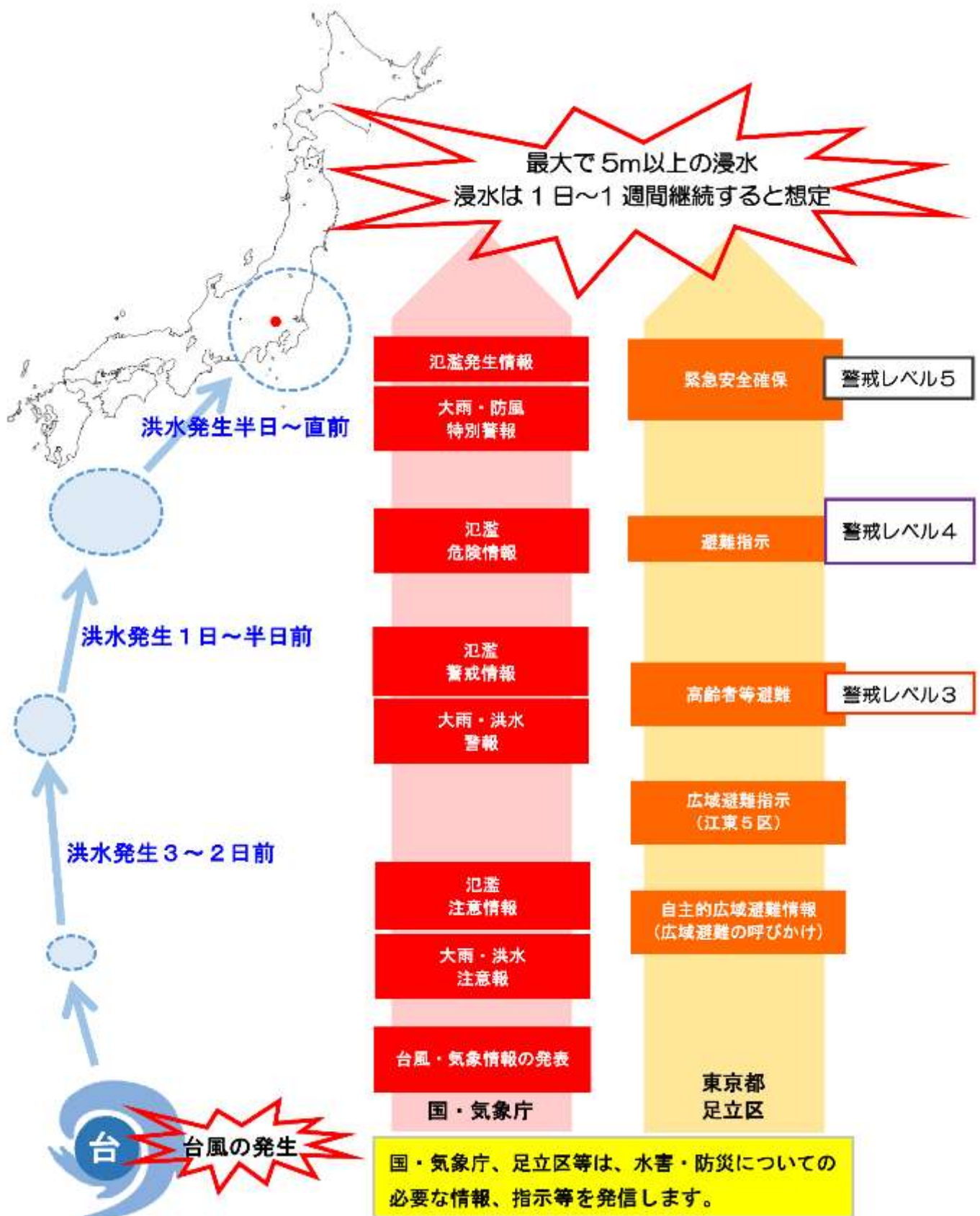


### 身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



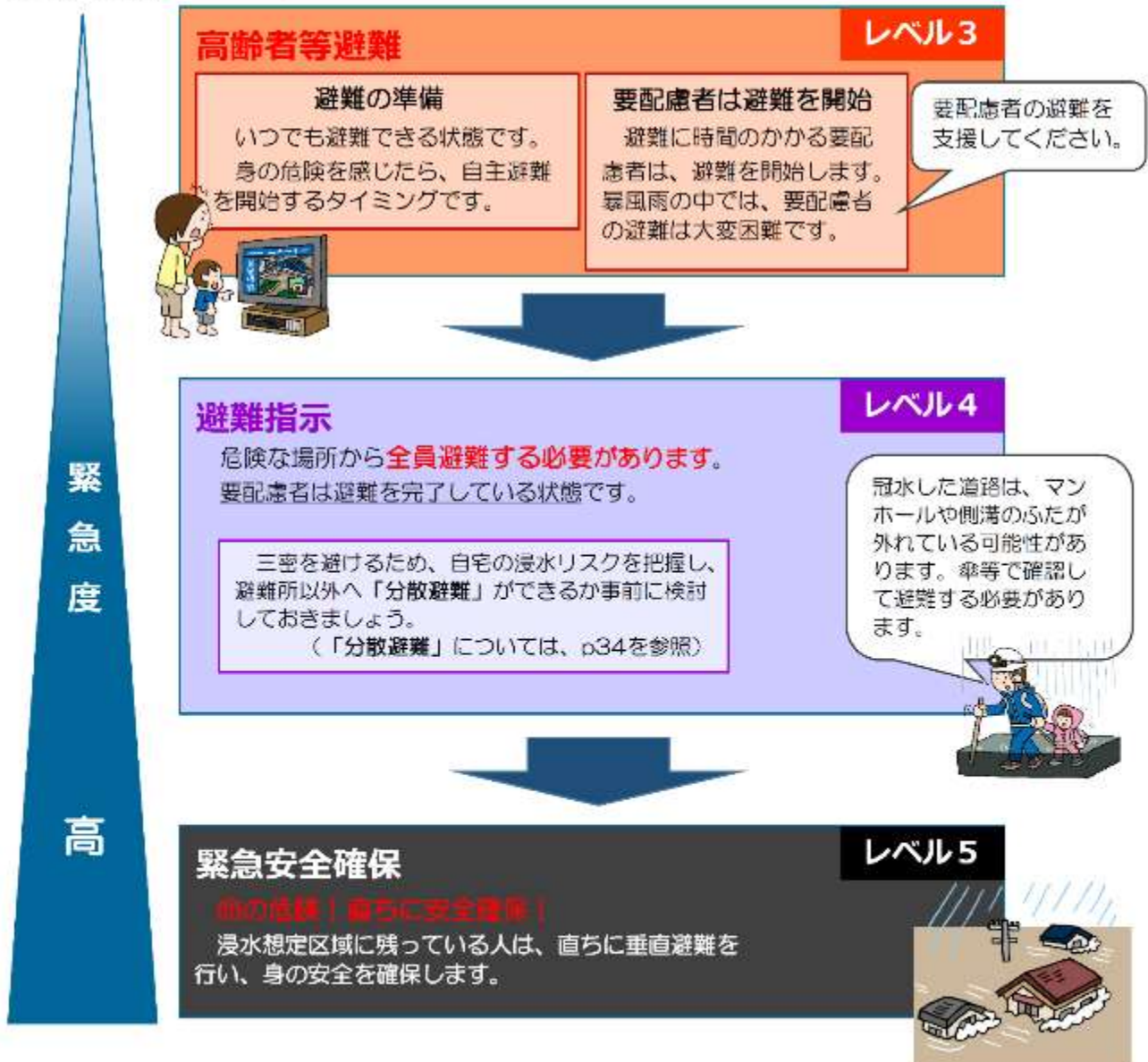
# 水害が予想される場合の対応シナリオ



## ■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



## ■ 避難情報について

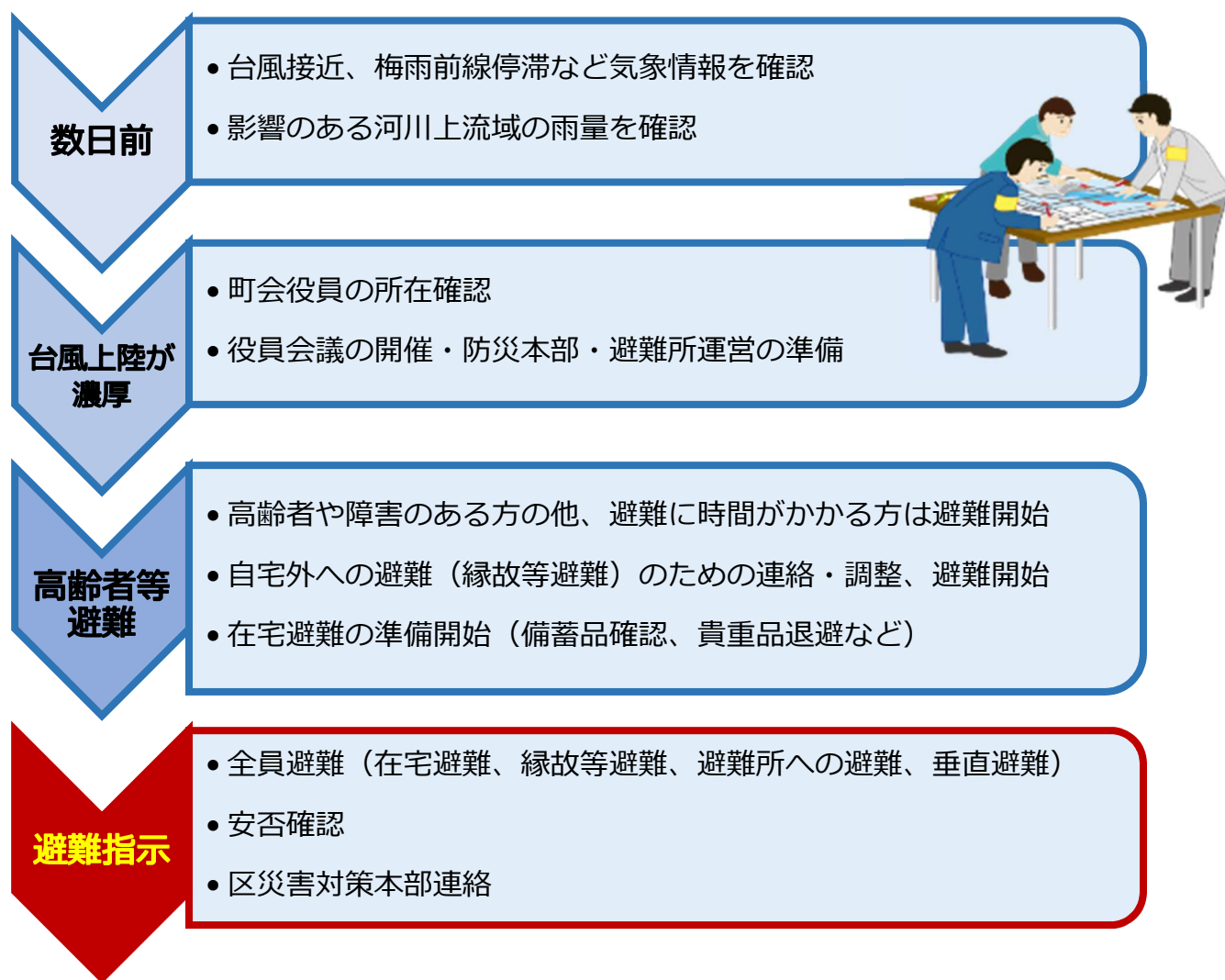


### (3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。





## 町会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	町会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒)洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報)伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒)洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒)洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保 (垂直避難など)

(荒)は荒川下流河川事務所からの情報

## 5 弘道一丁目町会における平時の備え

### (1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

#### ■自助のための事前対策リスト

##### <被害を抑えるために事前しておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロアの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤルなど家族との連絡方法を確認

##### <備蓄>

必ず備蓄するもの	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、できれば7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

##### <避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持出し	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資には限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

## ■共助のための事前対策リスト

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>出火したばかりの火災があったとき</li> <li>隣近所で消火器での消火、バケツリレー</li> </ul>
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく</li> </ul>
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合人員をリストで確認</li> </ul>
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災延焼時には避難場所に避難</li> <li>家が無事ならば在宅避難</li> <li>家に被害がある場合は避難所へ</li> </ul>
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定</li> </ul>
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど</li> </ul>
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>班長など、先導者が誘導</li> </ul>
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声かけに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど</li> </ul>
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防団などへ連絡</li> <li>民生・児童委員との連携</li> </ul>
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援は可能な範囲で</li> <li>区民レスキュー隊の結成についても検討していく</li> </ul>
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認</li> <li>避難していない在宅避難者もできるだけ把握</li> </ul>
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>区、消防団、警察などへ連絡</li> </ul>
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 町会の災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救助、緊急避難等の応急対応が優先</li> </ul>
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会を超える場合もあり</li> </ul>
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える</li> </ul>

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

## (2) 体制づくり

### ① 弘道一丁目町会の災害対策本部の役割分担

役割分担を明確にし、訓練を通じて地域の防災力を向上

#### 【今後の取組み】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は、弘道一丁目町会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討</li> <li>・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮</li> <li>・一定の震度以上で、災害対策本部メンバーは、一時集合場所に参集するなどルーラル化の検討</li> </ul>
--

#### 【災害時の役割分担のイメージ例：避難所運営の役割との関連性も考慮したケース】

最低限の体制	目指す体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営の体制
本部長 (会長)	本部長	・各班の統括		本部長・ 副本部長
副本部長 (副会長)	副本部長	・本部長の補佐、代理		各部部长等
総務部	総務部	・防災資機材の備蓄、保守管理	・庶務全般 ・連絡調整 ・町内の秩序維持、防疫活動の協力	庶務部
情報部	情報部	・防災知識の普及、高揚	・災害防止広報実施 ・災害情報の収集 ・避難情報等の伝達	
防火部	消火部	・初期消火訓練 ・出火防止の徹底	・初期消火活動 ・出火防止、出火警戒	施設管理部
	安全・点検部	・巡回点検 ・危険箇所調査	・巡回点検 ・危険箇所調査	
避難誘導部	避難誘導部	・避難場所、第一次避難所、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難誘導活動	
	要配慮者部	・要配慮者の把握	・要配慮者の安否確認、搬送の協力	
救護部	救出・救護部	・応急手当知識普及 ・応急救護訓練	・負傷者等の救出、救護活動	救護衛生部
給食部	給食部	・備蓄物資の調達・点検 ・個人備蓄積の啓発活動 ・炊き出し訓練	・救援物資の確保、搬送、配分 ・炊き出し、給食、給水活動	物資部

## ② 初動活動の体制

地震発生時には、弘道一丁目町会として下記の活動を想定

### 【地震発生時の対応】※想定事項

区分	町会として想定される事項
活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合、町会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち一時集合場所等に参集</li> <li>地区（班）を単位とした初動活動の体制を検討</li> </ul>
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員は一時集合場所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告</li> <li>ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、町会員に情報を提供</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合に、町会員が無事を知らせる仕組みづくりを検討</li> </ul>
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時には、消火器などの資機材を活用した消火活動を実施</li> <li>初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え</li> </ul>
救出・救護活動 ※弘道一丁目町会としてできることを今後検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開</li> <li>救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施</li> </ul>
避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>延焼火災の発生を確認した場合は、避難場所（第十一中学校）への避難を開始</li> <li>延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択</li> <li>高齢者等の避難を支援</li> <li>避難場所の集合場所は事前に選定</li> </ul>
行政等関係機関との連絡・要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡</li> </ul>

### 【今後の取組み】

- 新たな一時集合場所や、近隣住民が一時的に集合できる場所の検討
- 役員以外の町会員が携われるような町会内の体制、役割分担、情報伝達の方法を検討
- 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討

### ③ 資機材・備蓄品等の備え

- 計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等や、保管場所となる防災倉庫の設置を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- 町会内の消火器の配備状況を確認し、消火器が少ないエリアへの増設を検討する
- 救出救助用資機材の配備について検討する

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
スタンドパイプ	なし
可搬消防ポンプ（C級）	なし

### ④ 防災訓練

- 現在実施している初期消火訓練、通報訓練、担架搬送要領、AED取扱訓練及び安否確認訓練は継続するとともに、今後は自助・共助を考えた救助訓練（ロープ結束訓練、救助資機材取扱訓練）を実施する。なお、救助訓練実施に当たっては消防団の出動を要請する。
- 各種訓練を実施するときには、防災士の活用を図る。
- 年度当初に、地域新班長、副班長、役員会議で年間スケジュールを発表し、周知している。

【今までの活動】

訓練	内容
避難所運営訓練（第十一中学校）	避難所運営会議
初期消火訓練	消防区民組織 消火器による消火

### ⑤ 防災についての定期的な話し合い

町会の通常の集会等を利用して定期的に防災についての会議等を実施

【今後の取り組み】

- 町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- 町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員派遣を依頼

（議題例：下記から意見交換しやすい内容を選択）

- 地区防災計画における今後の取り組み内容について
- 災害時の初動活動を地区単位で行う仕組みについて
- 新たな防災訓練の企画について
- 消防団と区民消火隊の連携について など

## ※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (第十一中学校)		



参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

### 参考様式3 町会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

防災区民組織役員名簿

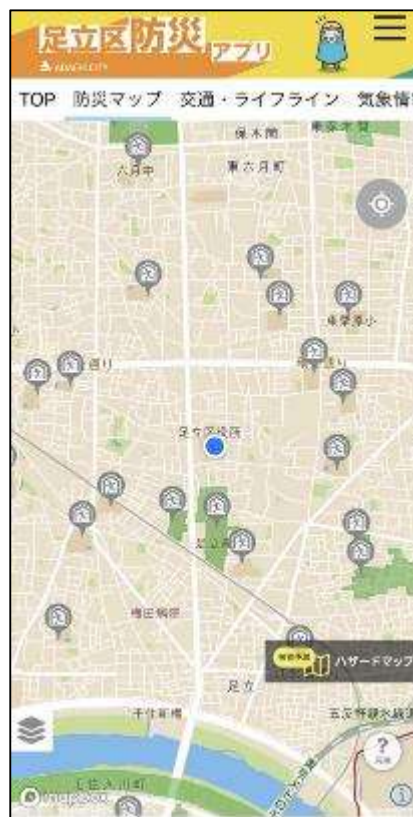
役 職		氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）				
副本部長 （副会長）				
総務部	部長			
	副部長			
情報部	部長			
	副部長			
防火部	部長			
	副部長			
救護部	部長			
	副部長			
避 難 誘導部	部長			
	副部長			
給食部	部長			
	副部長			

## 資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

足立区の防災アプリが令和4年4月に新しくなりました！従来の機能に加え、災害時には避難所の状況や、地域の被害状況をマップ上に見やすくリアルタイムで表示できるようになりました。公共交通機関情報や電気・ガス・水道などのライフラインの情報も確認できるほか、警報や避難指示をプッシュ通知でお知らせします。



防災アプリトップページ



防災マップ

(避難所の開設状況などが一目でわかる)

## 資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

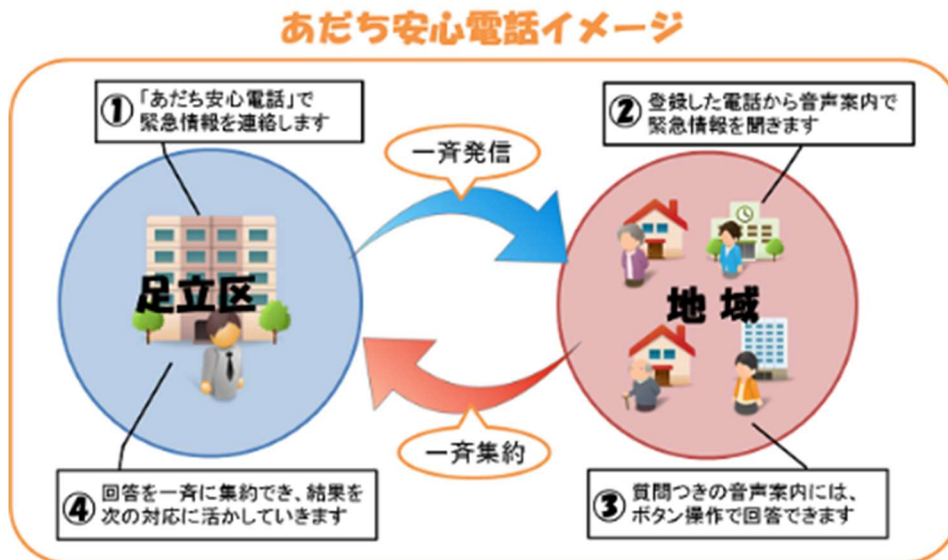
[adachi@sg-m.jp](mailto:adachi@sg-m.jp)



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

## 資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録を随時受け付けています。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

- ①ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ②報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係  
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
TEL：03-3880-5514

## 資料5 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：0180-993-366

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



## 資料6 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和2年9月14日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月2回）  
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo